

福岡県「宿泊税」の新設

福岡県から協議があった法定外目的税の新設について、本日付けで同意することとしましたのでお知らせいたします。

新設される福岡県宿泊税の概要は以下のとおりです。

課税団体	福岡県
税目名	宿泊税（法定外目的税）
課税客体	福岡県内に所在する次の宿泊施設への宿泊行為 ・旅館業（旅館・ホテル営業・簡易宿所営業）を営む施設 ・国家戦略特別区域法の認定事業（特区民泊）を行う施設 ・住宅宿泊事業を営む施設
税収の用途	福岡県の観光資源の魅力向上、旅行者の受入環境の充実その他の観光の振興を図る施策に要する費用に充てる。
課税標準	福岡県内の宿泊施設における宿泊数
納税義務者	福岡県内の宿泊施設における宿泊者
税率	1人1泊につき200円 ただし、宿泊に対して税を課す市町村がある場合、当該市町村内に所在する宿泊施設への宿泊については、1人1泊につき100円とする。 上記に関わらず、北九州市内及び福岡市内に所在する宿泊施設における宿泊に係る宿泊税の税率は1人1泊につき50円とする。
徴収方法	特別徴収
収入見込額	（初年度）約13.8億円 （平年度）約15.0億円
非課税事項	—
徴税費用見込額	（初年度）約1.2億円 （平年度）約1.3億円
課税を行う期間	条例施行後3年（その後は5年ごと）を目途に見直し規定あり

令和元年 7月12日 福岡県議会にて条例案可決

同 年 7月25日 総務大臣協議

同 年10月1日 福岡県議会にて改正条例案可決

同 年10月4日 改正条例を踏まえ協議内容の変更

同 年11月15日 総務大臣同意

（令和2年 4月 1日 条例施行予定）

担当：自治税務局企画課 卯田係長、花房
TEL03-5253-5658 FAX03-5253-5659